

日本小児内分泌学会会則

昭和42年10月14日制定
昭和44年4月3日改定
昭和46年11月23日改定
昭和55年4月3日改定
昭和59年10月6日改定
昭和61年10月25日改定
平成2年10月13日改定
平成7年11月10日改定
平成13年10月5日改定
平成14年10月4日改定
平成22年10月8日改定

第1章 総則

第1条 (名称) 本会は、日本小児内分泌学会 (The Japanese Society for Pediatric Endocrinology) という。

第2条 (事務所) 本会は、事務所を理事長の指定する場所におく。

第2章 目的および事業

第3条 (目的) 本会は、小児内分泌の進歩普及をはかり、小児の福祉に寄与することを目的とする。

第4条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

1. 学術集会の開催
2. 研究、調査、知識の普及のための研究会、講演会などの開催
3. 学会誌、その他の出版物の刊行
4. 国際交流の促進
5. 本会の目的に沿う顕著な業績に対する表彰
6. その他、本会の目的を達成するため必要な事項

第3章 会員

第5条 (種別) 本会の会員は、正会員、年度会員、賛助会員、名誉会員よりなる。

第6条 (正会員) 本会の目的に賛同し、所定の正会員入会申込書に必要事項を記入し、評議員1名の推薦と当該年度の会費を添えて入会を申し込み、理事会の承認を得た個人とする。

第7条 (年度会員) 本会の目的に賛同し、当該年度だけ本会に参加することを希望し、所定の年度会員入会申込書に必要事項を記入し、正会員1名の推薦書と当該年度の会費を添えて入会を申し込んだ個人とする。

第8条 (賛助会員) 本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する個人または団体で、理事会の承認を得たものとする。

第9条 (名誉会員) 本会に特に功績にあったもので、理事会で推薦され、総会の議決で承認された個人とする。

第10条 (退会) 退会しようとする正会員および賛助会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。既納の会費は返却しない。会費を3年以上滞納した時は、退会とみなす。年度会員は、当該会計年度末で自然退会となる。名誉会員は、本人からの申し出があったか死亡した場合に退会となる。

第11条 (会費) 正会員および賛助会員は、会費をその会計年度内に納入しなければならない。年度会員は、当該年度の会費を入会申込みに際して納入しなければならない。名誉会員は、会費を納めることを要しない。

第4章 役員

第12条 (役員) 本会には以下の役員をおく。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 1名
3. 理事 若干名

4. 監 事 2名
5. 評議員 若干名

第13条 (役員)の職務)

1. 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副理事長は、理事長の業務を補佐し、円滑な学会運営を図る。
3. 理事は、理事会を組織し、本会の運営に関する事項を処理する。
4. 監事は、理事会の運営と会計の執行状況を監査する。
5. 評議員は、評議員会を組織し、その会則ならびに細則に定める事項を行うほか、理事会の諮問した事項、その他必要と認める事項について、理事会に助言する。

第14条 (役員)の選出と任期) 評議員、理事、監事、副理事長、理事長の選出は、細則の定めるところによる。役員)の任期は、原則として3会計年度とし、再任を妨げない。

第5章 会議

第15条 (総会) 総会は、第6条の正会員をもって組織し、毎年1回、理事長が招集する。理事が必要と認めるときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

総会は、正会員の10分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状を提出したものは出席とみなす。

総会の議長は、出席した正会員の互選により選出する。

総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、委任状の提出により出席とみなされたものは、議事の採決に加わることとはできない。

総会は、この会則に別に定めるもののほか、本会の業務に関する重要事項で、理事会が必要と認める事項を議決する。

第16条 (評議員会) 評議員会は、第13条4項の評議員をもって組織し、毎年1回、理事長が招集する。理事会が必要と認めるときは、理事長は臨時評議員会を招集しなければならない。評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状を提出したものは出席とみなす。

評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。

評議員会の議決は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、委任状の提出により出席とみなされたものは、議事の採決に加わることとはできない。

評議員会は、この会則に別に定めるもののほか、本会の業務に関する重要事項で理事会が必要と認める事項を議決する。

第17条 (理事会) 理事会は、理事長が招集する。

理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状を提出したものは出席とみなす。

理事会の議長は、理事長とする。

理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、委任状の提出により出席とみなされたものは、議事の採決に加わることとはできない。

理事会には、監事、当該年度学術集会長、次年度学術集会長、次次年度学術集会長も出席する。

第18条 (委員会) 理事会は、理事会の議を経て、理事会の諮問機関として、会務の遂行に必要な委員会を設置できる。

委員長および委員は、理事会の議を経て、正会員の中より理事長が委嘱する。なお、必要に応じて外部委員に委嘱することができる。

第19条 (学術集会) 本会は、毎年1回以上学術集会を開催する。

第20条 (学術集会長) 本会は、学術集会を統括するために学術集会長を定める。学術集会長、次年度学術集会長、次次年度学術集会長は、評議員会において正会員の中から選出し、総会において承認を得る。

学術集会長の任期は、前年度学術集会の終了の翌日より当該年度学術集会の終了の日までとする。

第 6 章 会計

第 21 条 (資金) 本会の運営には、次の資金をあてる。

1. 正会員会費
2. 年度会員会費
3. 賛助会員会費
4. 寄付金
5. 事業に伴う収入
6. 前年度からの繰越金
7. その他の収入

第 22 条 (事業計画と収支予算、資金の管理およびその支弁) 理事長は、事業計画と収支予算を編成し、監事の監査を経て、理事会、評議員会、総会の議決による承認をうけ、それに基づき資金を集め、保管し、運営経費を支弁する。

第 23 条 (収支決算) 理事長は、収支決算について公認会計士による外部監査と監事による監査を経て、理事会、評議員会、総会の議決による承認を得なければならない。

第 24 条 (会計年度) 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 25 条 (特別会計) 理事長は、理事会と評議員会の議決を経て、特別な事業を遂行するために必要な特別会計を設けることができる。特別会計の収支予算は、監事の監査を経て、理事会、評議員会、総会の議決による承認を得なければならない。特別会計の収支決算は、公認会計士による外部監査と監事による内部監査を経て、理事会、評議員会、総会の議決による承認を得なければならない。

第 7 章 会則の変更と施行

第 26 条 (会則の変更) 本会の会則の変更は、理事会、評議員会、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の議決を必要とする。

第 27 条 (会則の施行) この会則の施行についての細則は、理事会、評議員会、総会の議決を経て、別に定める。

付則

1. 本会則は、平成 22 年 10 月 8 日より実施する。
2. 本会則の施行をもって、平成 14 年 10 月 4 日施行の会則は廃止する。

細 則

昭和 42 年 10 月 14 日制定
平成 2 年 10 月 13 日改定
平成 7 年 11 月 10 日改定
平成 13 年 10 月 5 日改定
平成 14 年 10 月 4 日改定
平成 22 年 10 月 8 日改定

1. 評議員は、評議員認定手続きの実施される会計年度を含み、継続して 3 会計年度以上の会費を納入している正会員でなければならない。理事長は、会費を納入すれば上記の資格を満たし得る正会員が認定申請を行った場合に、当該会員に速やかに未納の事実を通知しなければならない。また、この通知を受けた会員が通知の日より 30 日以内に未納会費を納入しないときは、評議員資格申請を放棄したものとみなされる。
2. 評議員の資格要件は以下の 4 点 (別に詳細を定める) である。
 - (A) 評議員の役割を果たす意思をもつ。
 - (B) 就任会計年度初めにおける年齢が 70 歳未満の正会員で、且つ、8 年以上の会員歴をもつ。
 - (C) 直近の 3 年間で 2 回の学術集会参加、且つ、1 回の発表経験をもつ。
 - (D) 専門医の資格、あるいは論文掲載資格を満足する。資格要件のすべてを満たす認定申請者は、必要書類 (別に定める) を日本小児内分泌学会事務局

に提出し、認定審査の後、認定される。60歳未満の評議員が継続を希望する場合は、3年ごとに更新の手続きをとらなければならない。評議員は、任期中に70歳に達したとき、当該会計年度の最終日をもって評議員を辞任する。

3. 監事は、評議員の互選により、2名選出される。選出は、2名の不完全制限連記無記名投票による。監事は、任期中に70歳に達したとき、当該会計年度の最終日をもって監事を辞任する。
4. 理事は、評議員によって、就任会計年度初めにおける年齢が65歳未満の評議員の中から15名が選出される。選出は、15名の不完全制限連記無記名投票による。同一人が理事、監事の両方に選出された場合には、本人がそのいずれに就任するかを選択し、それにより生じた欠員は、次点者を繰り上げて補充する。理事は、任期中に65歳に達したとき、当該会計年度の最終日をもって理事を辞任する。
5. 理事長は、理事の互選により選出される。
6. 副理事長は、理事のなかから理事長により推薦され、理事会の承認を経て選出される。
7. 理事、評議員、監事の選出で、当選最下位者の得票数が同数の場合には、抽選により当選者を定める。
8. 評議員および監事の選出は、理事長が選挙委員会を組織して実施する。選挙委員会の委員は、本会事務局の近傍に住む理事、評議員、正会員の中から、理事長が若干名を指名して委嘱する。
9. 理事長がなんらかの理由で職務を遂行できないときは、副理事長がその職務を代行する。理事長が欠けたときは、理事長の残任期間に限り副理事長が理事長となる。
10. 副理事長が、なんらかの理由により理事長職務を代行できないときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、理事が副理事長職務を代行する。副理事長が欠けたときは、副理事長の残任期間に限り理事長が指名した順序により、理事が副理事長となる。
11. 任期中に、理事、監事の欠員が生じたときには、次点者をもって補充する。補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。任期中の評議員に欠員が生じても補充しない。
12. 本会の正会員および年度会員の会費は、平成5年度より当分の間、年額10,000円とする。
13. 本会の賛助会員の会費は、平成2年度より当分の間、年額1口100,000円とし、入会申込みの際に口数を申請する。
14. 入会した正会員および賛助会員には、入会申込日以降に刊行された本学会英文誌が送付される。既に刊行された号の入手を希望する場合には、規定の費用を支払うものとする。賛助会員には、各巻各号を賛助会員の口数と同じ部数を送付する。入会した年度会員には、入会した年度の学術集会の英文抄録集が掲載された本学会英文誌が送付される。
15. 年度会員が正会員になろうとする時には、会則第6条の手続きを必要とし、年度会員歴を正会員歴に加算しない。
16. 名誉会員は、評議員あるいは理事として長年にわたり本会の発展に貢献した者（原則として70歳以上）、学術集会の外国人招待講演者を対象として、会則第9条の手続きを経て選ばれる。名誉会員には、学会誌が送付される。名誉会員は、オブザーバーとして評議員会に出席できるが、理事会には出席できない。
17. 本会の目的に沿う顕著な業績に対して、別に詳細を定める要項に従って、毎年1回選考を行い、該当者を表彰する。年度により、受賞該当者がいない場合もある。学会賞・学術賞・藤枝賞（KenjiFujieda Prize）優秀演題賞の各賞については、同一年度における重複受賞は不可とする。

細則 17. に係る特別会計の目的、用途等

	事務局準備設置基金特別会計	学会運営基金特別会計	卒後教育セミナー基金特別会計	国際交流基金特別会計
目的	常設の学会事務局の設置	学会活動の活性化	若手医師の教育	国際交流活動の支援
主な用途	常設の学会事務局の設置	各賞の副賞 その他必要とされる学会活動費	卒後入門セミナーと専門セミナーの会場費・交通費等	若手医師の国際学会参加トラベルgrant 学会公用(国際会議出席など)の海外渡航費・宿泊費
財源	学会一般会計	学会一般会計および学会による出版物の印税、著作権の使用料、寄付等	学会一般会計および寄付	学会一般会計および寄付